公益財団法人和歌山県国際交流協会（共同発行：和歌山県国際交流センター）　VOL. 56

センター NEWS

Wakayama International Exchange Center News

２０２２年１２月発行

ブラジル連邦共和国

面積
851.2 万平方キｋｍ（日本の 22.5 倍）

首都
ブラジリア

人口
約２億 1,400 万人（2021 年、世銀）

民族
欧州系、アフリカ系、東洋系等

目　　次

Ｐ２　「戦後ブラジル移民の父」松原安太郎生誕１３０周年記念顕彰事業
Ｐ３～４　在留外国人に“学びの場”を　ー和して生きるーほか
Ｐ５　和歌山県内の国際交流活動ほか
Ｐ６　応援団通信
Ｐ７　ＪＩＣＡ和歌山デスクです
Ｐ８　WIXAS から
P9～12　！Hi Hai Xin Chào こんにちは！

（これらのページはやさしい日本語、英語、中国語、フィリピノ語、ベトナム語で表記しています。）

和歌山県国際交流センター
〒640-8319 和歌山市手平 2-1-2　和歌山ビッグ愛 8F　開館時間：水曜日・祝日・１２月２９日～１月３日を除く
毎日 10:00～18:30

Wakayama International Exchange Center
Business hours: 10:00 a.m.-6:30 p.m.　Closed: Wednesdays, national holidays,December 29 to January 3
Address：8th floor, Wakayama Big Ai Bldg.,2-1-2 Tebira, Wakayama City 640-8319

「戦後ブラジル移民の父」松原安太郎生誕１３０周年記念顕彰事業

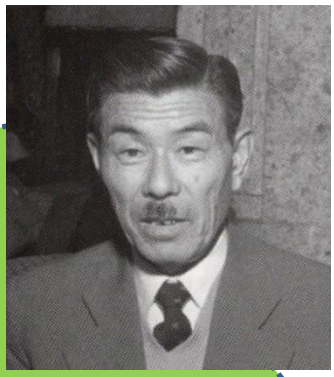

松原安太郎

１８９２年１月７日　みなべ町岩代で生まれる
１９１２年　広島の呉海兵団入隊
１９１８年　山本まつと結婚、長崎港から讃岐丸でブラジルに移住
１９３８年　コーヒー樹２５万本の大農場主になる
１９５２年　「松原移民」のために一時帰国
１９５３年　ブラジルに帰国
　　松原移民の第一陣ブラジルに到着
１９５５年　病気療養のために日本に帰国
１９６１年　故郷、岩代の自宅で永眠（６９歳）

巡回パネル展　Cadada de Wakayama

主催：松原安太郎生誕１３０周年記念顕彰事業実行委員会
和歌山県中南米交流協会，和歌山県国際交流センター

１９５２年、第二次世界大戦で断絶されていた日本とブラジルの国交が回復、直後の１９５３年（昭和２８年）日本人のブラジル移住が再開されました。

国交回復直後という困難な時期に、日本人移住者受入再開の許可を取り付けにこぎつけたのは、和歌山県日高郡岩代村（現：みなべ町）出身の戦前移住者、松原安太郎の公私にわたる献身的な努力がありました。

戦争前にすでに大農場主として成功していた松原は、戦後直後の６５０万人とも言われる引揚者をかかえて苦難の中にあった、母国・日本の窮状打開の一助にしたいとの思いから、広いブラジルに人生をかける志のある同胞を呼び寄せることを心に誓って、当時のブラジル大統領ジェツリオ・ヴァルカスとの緊密な関係を足場に、４０００家族の日本人移住者受入再開の許可を取りつけました。

同時に、この日本人移住の再開は戦後の日本とブラジルの人的交流の嚆矢となり、日伯外交関係再構築の大きな起爆となりました。

その戦後最初の移住者として渡航したのが「松原移民」６９家族でした。この時、移住した和歌山県人５６家族とその子弟の方々が、ブラジルと和歌山県との強い絆の礎となり、今日の地球の反対側で活躍している同胞との活発な交流にもつながっているのです。

「松原移民」から始まった戦後のブラジル移住再開から７０年の時を経て２０２２年は松原安太郎の生誕１３０周年となります。この記念すべき年に「戦後ブラジル移民の父」と尊称される松原安太郎の足跡をたどりパネル展を開催しました。

この巡回パネル展は下記の地域でも開催されます。

★１０月２６日（水）～１２月２０日（火）
　閉室日：土日祝日および図書館休館日
　会場：紀州経済史文化史研究所　展示室
　　和歌山大学図書館３階　〒640-8510　和歌山市栄谷９３０
★１２月８日（木）～１２月２２日（木）　時　間：９時～１７時４５分
　閉館日：毎週土・日・祝日　会場：日高総合庁舎２F ギャラリーコーナー

和歌山県と移民の歴史

1908 年、日本からブラジルへの移民が始まりました。和歌山県人は、それから数年後の 1910 年代、大正初期にブラジルへ移民したとされています。船で神戸港を出発し、アフリカ大陸最南端の喜望峰を経由し、およそ２か月かけて、ブラジル・サンパウロ州の港町、サントスへ到着しました。移民列車でサンパウロ市へ向かい、移民収容所で数日を過ごした後、内陸にある複数のコーヒー農園へと向かいました。

最初の数年は、コーヒーの不作などもあり思うようには稼げませんでした。また、農園の待遇も悪く、用意された家が家具や床板もない掘立小屋であったり、まるで奴隷のように監視された状態での労働を強いられたりしたため、ストライキや脱走が多発しました。1908 年、第１回の日本移民 781 名のうち、１年後コーヒー農園へ残ったのは、わずか 191 名であったと言われています。

それでも、数年経過すると、農作業にも慣れて収入が安定し、日本に残した家族にも送金できるようになってきました。すると、より大きな利益を得るために、土地を買い、あるいは借りて開拓し、自営農業をはじめる人が出てきました。

開拓には大変な苦労が伴いました。自らの手で家を建て、井戸を掘り、原始林を切り開かなければなりませんでした。マラリアの蔓延、更にはイナゴの大群による食害、大干ばつなどの災害に見舞われた入植地もありました。

和歌山県人をはじめ、日本からの移民は、互いに助け合いながらこれらの苦労を乗り越えていきました。

和歌山県のホームページから
「和歌山と移民　中南米諸国編」より
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022300/d00201983.html

在留外国人に“学びの場”を　―　和して　生きる　―

特定非営利活動法人和歌山県日本語教育の会
理事長　　吉　村　　純　三

我が国の在留外国人の推移を見てみると、2019 年をピークにここ数年は新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延による影響で減少傾向にあります。しかし、今後の動向予想は少子高齢化が一層進展する我が国では、コロナ禍が収束すれば様々な形で生活される在留外国人の増加が見込まれています。

私たちのふるさと和歌山にも、大勢の外国人の方々が在留されています。留学のほかに、技能実習や特定技能等の在留資格で、研修を受けたり、また働いたりしながら、私たちと共にそれぞれの地域で生活されています。このような状況の中、私たち「NPO 法人和歌山県日本語教育の会」は、昨年 11 月に「和歌山県内に在住する外国人並びに外国とつながる子どもたち等に対して、日本語教育に関する事業等を行い、これをもって多文化共生地域社会の実現に寄与すること」を目的に法人登記し、設立されました。

中国や東南アジア等、遠く離れた母国のご両親やご家族、友人知人の方々は、きっと「日本で安全に、安心して生活できているのだろうか」と心配をされているのでは思います。そして、何より和歌山で暮らすことになった、技能実習生等の方々が職場をはじめ地域社会で安心して生活できるよう、「言葉の壁」を少しでも低くし、やがて取り払えるような「言語力」を蓄えるお手伝いをしたいと考えています。具体的には本年４月から『海南エリア　みんなで日本語教室（海南ノビノス）』・『有田エリア　みんなで日本語教室（保田公民館）』を毎月２回ずつ開催しています。フィリピン、中国、ロシア、タイ等、学習者の出身国は様々ですが、皆さん熱心に参加してくださっています。私たちのモットーは、「学習者が学びたいことを　学びたいように教える」ことです。お互いのコミュニケーションを大切にしながら、多様な教材準備とその指導の工夫に努めています。

「ことば」は長い人類の歴史の中で、地球上の様々な地域で、その自然的・社会的環境等に影響を受けながら、培われ育まれてきた人類の知恵であり、お互いに尊重し合うべき重要な文化だといえます。そして何より、ことばを「学ぶ」ということ、「学べる」ということ自体が、人としての本能的な欲求であり、かけがえのない人権として保障されるべきものだと考えます。

私たちは、国籍や立場等を超え、ともにこの和歌山で暮らす外国人の方々のため、自分たちの力でできることがあるなら少しでもお役に立ちたいと願い、今後も活動をより一層、幅広く推進してまいりたいと存じます。

法人設立後も、何かと大変お世話になっております、和歌山県国際交流協会並びに和歌山県ＮＰＯサポートセンターの皆様方に心から感謝申し上げます。

NPO法人
和歌山県日本語教育の会

★和歌山県国際交流センターボランティア随時募集！

和歌山県国際交流センターでは、私たちと一緒に活動してくれるボランティアを随時募集しています。
ご関心のある方は、和歌山県国際交流センターまでお問い合わせください。

◇和歌山県国際交流センター　　https:// wak-kokusai.jp

●ボランティアとしての応募条件について

①１８歳以上で自発的に責任をもって行動できる方
②活動中に知りえた秘密・情報を守れる方
③和歌山県内に在住、または通勤・通学している方
④登録期間中、センターとＥメール等で円滑に連絡が取れる方
⑤センターが実施する説明会及び研修会に参加できる方
⑥他のボランティアの方と協力して活動ができる方
　センターと協働し、ボランティア活動をしていただける方

●ボランティアの種類

①翻訳・通訳　②ホームステイ　③文化紹介　④日本語　⑤情報収集提供

★イベントインフォメーション

和歌山県国際交流センターで開催されるイベントを紹介します。

- 日本語クラス

  おはようクラス（入門・初級～中級）：金曜日　10:30～12:00
  いっしょにほんご(ゼロ初級～初級Ⅰ,初級Ⅱ～中級、JLPT クラス）日曜日　午後
  もっと日本語（初級クラス、中級クラス）　日曜日　10:30～12:00
  わがっこ（こども）土曜日
  ＊希望者の方はセンターまでお問い合わせください。

- 親子国際交流イベント「和の輪」～つながるブラジル～　絵本と音でたのしもう！

  実施日：２０２３年２月４日（土）１３：００～１５：００
  場　所：和歌山県国際交流センター
  内　容：読み聞かせとアートワークショップ

- 和歌山県国際交流センターはインスタグラムをはじめました。

  インスタフォローで「せかいのぬりえ」プレゼント

WAKAYAMA_KOKUSAI

★ちょこっと！新着図書情報

ハルとナツ
著　者　橋田壽賀子
発行所　NHK 出版

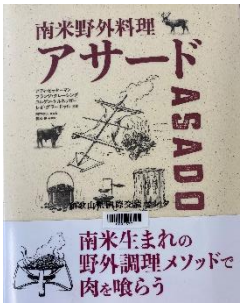

南米野外料理　アサード
監　修　田中ケン　翻訳　青木柊
発行所　グラフィック社

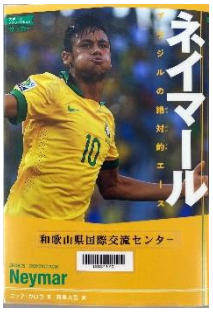

ネイマール
著　者　ニック・カロウ　翻訳　新阜大吾
発行所　株式会社 KADOKAWA

★つれもていこら和歌山！

このコーナーでは、和歌山県内の外国につながる料理店を紹介していきます。

インド料理 GANDHI（和歌山市南中間町５３－１）

和歌山県とインド・マハラシュトラ州との友好交流によるミティラー美術館コレクション展　インド・コスモロジーアートの世界が１２月２５日まで、和歌山県立近代美術館で開催されています。この機会にインド料理を楽しんではいかがでしょうか。

★ヒンドゥ教徒は「おはよう・こんにちは・こんばんは・さようなら」を「ナマステー」といいます。

和歌山県内の国際交流活動

和歌山県日高川町農業士会

「 農産物をキッカケに継続した繋がりで、支援の輪を広げたい」

和歌山県農業士会とは、和歌山県の地域振興を牽引するリーダーとして県知事から認定された「農業士」らにより、県内各地域で活動している会である。主な取組みとしては、農業士が各地域で農業者を指導する役割を担っている他、日高川町では地域おこしへの参加協力を積極的に行っています。

今回は、日高川町農業士会として県内のウクライナ避難民の皆様へ物資提供というかたちで支援を希望し、和歌山県国際交流協会を通し６０ｋｇ のお米の寄付を行いました。

今後もチャンスを頂けるのであれば、和歌山県国際交流協会と継続的に接点を持ち続けることで物資提供をはじめ、地域の生産者と在住外国人が交流し、互いの理解を深めるために機会を作ってゆきたいと思います。

日高川町農業士会　清水会長（右）
と当協会北山事務局長（左）

ご寄付いただいた米６０ｋｇ

和歌山県庁からのメッセージ

和歌山県とベトナム社会主義共和国との繋がり
～蓮が結んだ国際交流～

和歌山県とベトナムは、ベトナムから紀の川市にベトナム蓮の苗、蓮の摘取用小舟を贈呈いただいたことから交流が始まりました。２０１５年に県とベトナム農業農村開発省、２０１８年に県とベトナム商工省、２０２０年には紀の川市とベトナムクアンナム省が覚書を締結し、蓮によって結ばれた関係は、年々重要度を高めています。

この様な中、本年１０月に和歌山県下宏副知事を団長としたミッション団を結成し、企業・大学関係者を含む総勢４４名でベトナムを訪問しました。この訪問では、ミン副首相を始めとしたベトナム政府要人と、本県とベトナムとの関係性の強化について話し合いました。また、各分野の関係者を集めて、学術交流・企業交流・和歌山プロモーションを実施し、和歌山県の企業や大学の PR に成功しました。

来年の日越外交樹立５０周年に向け、更に交流を進め、双方の発展に繋げていきたいと考えております。

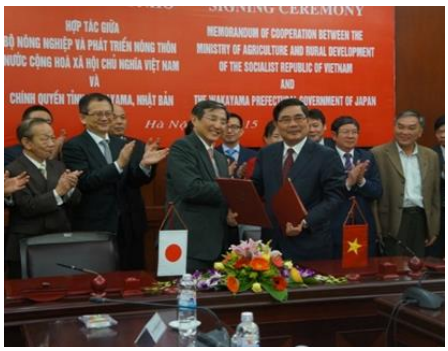

2015 年：ベトナム農業農村開発省との覚書調印式

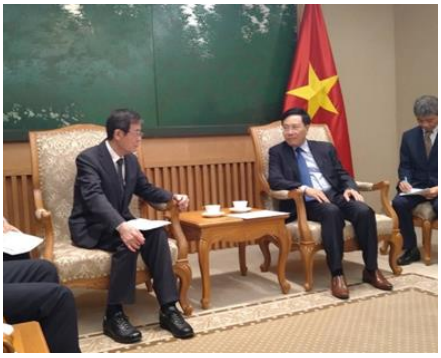

2022 年：下副知事ミッション団によるベトナム訪問
ミン副首相との会談

応援団通信

https://www.wakajicavo.com

●JICA 海外協力隊が和歌山県を表敬訪問

令和４年度２次隊 JICA 海外協力隊は、９月１２日（月）午後２時から和歌山県庁本館３階特別室にて下副知事を表敬訪問しました。

訪問したのは松野桂子（インドネシア　青少年活動）さん、松本直樹（ペルー　観光）さん、山田航平（ホンジュラス　コミュニティ開発）さんの３名です。そして、わかやまＪＩＣＡボランティア応援団の樫畑直尚会長、北山徹事務局長、ＪＩＣＡ関西からは木村出所長、江川雅美国際協力員、そして公益社団法人青年海外協力協会 JOCA大阪の遊川章宏さんが随行しました。

協力隊３名のうち２名は、和歌山県庁で働いた経験があり、それぞれは各部署での経験が協力隊に行くきっかけとなったこと、一度は諦めていたが家族の応援で行くことを決めたこと、また、語学への不安など、協力隊派遣前の「あるある」をいろいろ話していました。下副知事からは和歌山県の国際交流状況や派遣国との関係など、そして、各自が派遣国で十分な活動ができるようにと叱咤激励の言葉をいただきました。

松本さんと山田さんは１１月初旬に、松野さんは１２月中旬に出発する予定です。

わかやま JICA ボランティア応援団からは「応援団グッズ」を３名に贈呈したところ、３名とも自分たちが多くの企業をはじめたくさんの人たちに激励されていることにとても感動していました。

彼らの活動は、この「応援団通信」と通じて紹介していきます。

●ガンバッテまーす！

和歌山市出身の太田和希です。

2022 年１月にザンビアに派遣され、首都ルサカの中学校で、理科と数学を教えています。職種は小学校教育ですが、配属先は小中学校が一緒の学校で、中学部の担当になりました。やはり学習のための資源は非常に少ないですが、特に理科の授業では、身近なものを使って実験等ができるように工夫しています。また、同僚の先生とも授業のアイデアを共有して、この環境でより生徒の学びになる方法を他の先生方と模索しています。

Malo!　JICA 和歌山デスクです

～国際協力機構（JICA）国際協力推進員からのお知らせ～

JICA 海外協力隊 派遣状況

◆現在、各国での隊員の任地の状況などを踏まえ、国別・案件別に渡航再開の是非を検討しています。

◆日本全国から
60 カ国へ 729名の方を派遣中です。

◆和歌山県からは
10 名の方が活動中です。
（12 月 1 日現在）

つくってみた！ 世界のどローカルごはんを人気動画クリエイターが再現

現在、10 か国のレシピが人気動画クリエイターによって再現されております！
（11 月 11 日現在）

ぜひ実際におうちでも作ってみてくださいね♪

◆ JICA 留学生が和歌山を訪問しました

和歌山大学との連携事業：地域理解プログラム

11 月６日（日）に和歌山大学の協力のもと、関西地域の大学院で学ぶ、アジア・アフリカ・南米出身の JICA 留学生 25 名と和歌山大学の学生６名が和歌山県有田川町の棚田を訪問し、交流を深めながら有田川町の持続的農業システムについて学ぶプログラムを実施しました。これは、JICA 留学生が日本の近代化の歴史や発展を深く知ることを目的とする JICA の「地域理解プログラム」の一環で実施し、和歌山県では初めての実施でした。実際に訪問して学び、楽しく交流をし、和歌山の景色も大満足の様子でした！（写真撮影時のみマスクを外しています）

◆紀南 SDGs キャラバンを実施しました

和歌山県新宮市と三重県熊野市にて出張講座！

11 月 11、12 日に、和歌山県新宮市王子ヶ浜小学校６年生と、NPO 法人「あそぼらいつ」が運営する熊野っ子学童クラブの児童に、世界について考える出前授業・ワークショップを行いました。
今後とも、和歌山県内幅広く JICA の取り組みを通して途上国、SDGs について考える機会を作っていきたいと思っています。お気軽にご相談ください！

三重県熊野市熊野っ子学童クラブにて

お問合せ先　担当：原　奈央（Nao Hara）

✉　jicadpd-desk-wakayamaken@jica.go.jp
ホームページ：https://www.jica.go.jp/kansai/index.html
FaceBook：https://www.facebook.com/jica.wakayamadesk/

ＷＩＸＡＳからのお知らせ

南海スチール株式会社
和歌山市雑賀崎 2017 番地の６

株式会社南北
（Namboku.co.,ltd.）
和歌山市関戸 5-7-6

桝谷精工株式会社
和歌山市川辺４１６番地の１

株式会社インテリックス
和歌山市里 174-1

株式会社春風会
和歌山市和歌浦中１丁目１番 15 号

協和プレス工業株式会社
紀の川市長田中 345 番地７

◉公益財団法人和歌山県国際交流協会（WIXAS）は 賛助会員　を募集しています。

和歌山県内の各分野での国際交流活動、国際相互理解及び国際協力を促進するとともに、在住外国人への支援を推進しています。ことば、民族、国境を越えて誰にでも開かれた地域社会づくりを図り、ひいては国際社会の平和と発展に寄与することを目的に活動しています。ぜひ当協会の活動にご賛同ください。

≪賛助会員≫会費　個人 3,000 円／年、団体 10,000 円／年、法人 30,000 円／年

★特　典★：○当協会主催等のセミナーや研修会に優先的にご参加いただけます。

○センターニュースへの広告記載無料

（内容については「和歌山県国際交流協会広告掲載要項」に基づき要相談）

○セミナーや研修会情報誌の DM

外国人が希望する情報発信言語はどんな言葉か知っていますか？

東京都在住または在勤の外国人１００名にきいたところ、「やさしい日本語」を希望する人が多い結果になりました。ではこの「やさしい日本語」って何でしょうか？　日本人の母語は日本語ですが、その日本語でも「日本語」と「やさしい日本語」と分けられています。外国人にでもわかる「やさしい日本語」について次号でお話します。

外国人が希望する情報発信言語

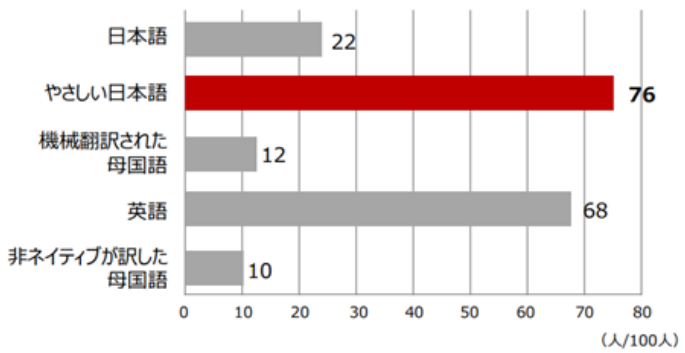

外国人が希望する情報発信言語
やさしい日本語 76%

東京都在住外国人向け情報伝達に関するヒアリング調査
(東京都国際交流委員会 2018年)
調査対象者等：東京都在住または在勤の外国人100名。都内各所(全６ヶ所)
調査時間を以下の２部に分けて調査実施。
【第1部】ヒアリング調査
調査員１名が回答者１～２名に対して、やさしい日本語または英語での聞き取り調査を実施。所要時間1時間10分～30分。
【第２部】グループインタビュー調査
調査員２名が各回参加の回答者全員に対して、やさしい日本語と英語でのグループインタビューを実施。所要時間は20～40分。

出典：出入国在留管理庁・文化庁発行
在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン２０２０年８月

！Hi　Hai　Xin Chào こんにちは！

和歌山県に住む外国人の方へ

★個人番号（マイナンバー）について

個人番号（マイナンバー）は、日本国内での社会保障や税、災害対策の３分野で利用されます。
日本に来た後、住むところの市町村で初めて住民票を作るときに12桁のマイナンバーがつけられます。
マイナンバーは、ずっと同じ番号を使うことになります。一度日本を離れて、再来日して住民票を作るときも同じ番号を使います。番号は自由に変えることができません。
今、在留カードを持っていています。在留期間があります。その人はマイナンバーカードを作ることができます。

●マイナンバー総合フリーダイヤル（通話料無料）
外国語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語）0120-017-827
平日・土日祝　１０時～１９時に対応　（年末年始12/２９～１/３は除く）
日本語 0120-95-0178（通訳が入っての三者通話が可能）
平日　9時30分～20時00分
土日祝　9時30分～17時30分　（年末年始12/２９～１/３は除く）

・マイナンバーカードの紛失、盗難などの相談も対応してくれます。

●マイナンバー制度とマイナンバーカード　総務省：https://www.soum.go.jp/kojinbango_card/

★マイナンバーカードと健康保険証

専用のカードリーダーが設置されて医療機関や薬局で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。
保険証としての役に立つことは？
新しい仕事をします、仕事を変えます、家を引っ越します、その時も健康保険証としてずっと使えます。
マイナポータルで確定申告の医療費控除がかんたんにできます。
マイナポータルで特定健診情報や診療・薬剤情報・医療費が見られます。など
厚生労働省：https://www.myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

致居住在和歌山的外国朋友们

★个人号码（My Number）

个人号码（My Number）在日本分别用于社会保障、税金、救灾这 3 个领域。

来日本后，第一次在所居住的市町村制作住民票时，你将得到一个 12 位数的个人号码。个人号码是固定不变的。即使一旦离开日本，再次返回日本申请住民票时，还会用同样的号码。个人号码不能随意更改。

如果你持有有效的在留卡，那么就可以申请个人号码卡。

●个人号码综合咨询电话（免费）

*外语（英语、汉语、韩语、西班牙语、葡萄牙语、菲律宾语）0120-0178-27

平日、周六、周日和节假日：上午 10:00 至晚上 7:00（12 月 29 日至 1 月 3 日除外）

*日语：0120-95-0178（可以用有翻译参加的三方通话）

平日：上午 9 点 30 分至晚上 8 点

周六、周日和节假日：上午 9 点 30 分至下午 5 点 30 分（12 月 29 日至 1 月 3 日除外）

・个人号码卡丢失或被盗时，也请跟我们联系。

●个人号码制度和个人号码卡　　总务省网页：https://www.soum.go.jp/kojinbango_card/

★个人号码卡和健康保险证

在已经设置专用读卡器的医疗机构和药店，个人号码卡可以作为健康保险卡使用。

作为健康保险卡怎么使用？

如果你开始新的工作，或者换工作，或搬家，你也可以一直作为健康保险卡使用。

你可以通过专用的 マイナポータル 申请纳税申报上的医疗费用扣除。

还可以阅览你的特定体检信息、诊疗信息、药物信息、医疗费等等。

厚生劳动省网页：https://www.myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

For foreign residents in Wakayama Prefecture

★About My Number (the Individual number)

My Number is used in three areas in Japan. Social security, tax, and disaster countermeasures.

After arriving in Japan, you will be assigned a 12-digit My Number when you register for your first certificate of residence in the municipality where you live.

My Number will be the same all the time. The same number will be used when you leave Japan and come back to Japan to create a certificate of residence.

The number cannot be changed freely.　I have a residence card. My period of stay isn't due yet.

The person can make My Number Card.

●Toll-free number for My Number (free of charge)

Foreign language (English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, Tagalog)　0120-017-827
Weekdays, Sat and Sun and holidays from 10:00 to 19:00
(Excluding year-end and New Year's holidays: 12/29~1/3)

Japanese　0120-95-0178 (Three-way calls with interpreter available)
Weekdays 9:30 a.m. - 8:00 p.m.
Weekends and holidays 9:30 a.m.- 5:30 p.m.
(Excluding year-end and New Year's holidays: 12/29~1/3)

●They provide consultation for lost or stolen My Number Cards.

●My Number System and My Number Card

Ministry of Internal Affairs and Communications: http://www.soum.go.jp/kojinbango_card

★My Number Card and health insurance card

My Number Card can be used as a health insurance at medical institutions and pharmacies with a specific card reader.

How can it be useful as an insurance card?

It can be used as a health insurance card for a long time, even when you take a new job, change jobs, move house, etc.

Myna portal (Japanese online portal service) makes it easy to deduct medical expenses on your tax return.

You can check specific health checkup information, medical treatment and drug information, and medical expenses on Myna portal. Etc.

Ministry of Health, Labour and Welfare: http://www.myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

Para sa mga residente ng Preperaktura ng Wakayama

★Tungkol sa Personal na Numero （My Number）

Ang personal na numero (My Number) ay magagamit sa tatlong larangan sa Japan: panlipunang seguridad, buwis, at mga hakbang sa oras na may kalamidad.

Pagdating sa Japan, sa oras na ikaw at magpapagawa ng iyong unang certificate of residence sa munisipyo, ikaw ay bibigyan ng 12 digit na My Number.

Ang My Number ay pareho sa lahat ng oras. Gagamitin ang parehong numero kahit na umalis minsan sa Japan at bumalik ulit sa Japan at nagpagawa ng certificate of residence. Hindi rin maaaring baguhin ang numero na ito.

Mayroong hawak na residence card ngayon. Hindi pa tapos ang panahon ng pananatili. Ang taong ito ay maaaring magpagawa ng My Number card.

●Toll-free na numero para sa My Number (walang bayad ang pagtawag)

Mga wikang banyaga (Ingles, Tsino, Koreano, Espanyol, Portuges, Tagalog) 0120-0178-27

Lunes ~ Biyernes • Sabado, Linggo at pista opisyal: mula 10:00 ng umaga hanggang 7:00 ng gabi

(maliban sa pista opisyal sa katapusan ng taon at bagong taon, mula Disyembre 29 hanggang Enero 3)

Wikang Hapon 0120-95-0178 (three-way na tawag na may kasamang tagapag-salin)

Lunes ~ Biyernes: mula 9:30 ng umaga hanggang 8:00 ng gabi

Sabado, Linggo at pista opisyal: mula 9:30 ng umaga hanggang 5:30 ng hapon

(maliban sa pista opisyal sa katapusan ng taon at bagong taon, mula Disyembre 29 hanggang Enero 3)

• Maaari ka ring sumangguni tungkol sa nawala o nanakaw na My Number card.

●Sistema ng My Number at My Number card:

Ministry of Internal Affairs and Communications: https://www.soum.go.jp/kojinbango_card/

★My Number card at Health Insurance card

Ang My Number card ay maaaring gamitin bilang isang health insurance card sa mga institusyong medikal at parmasya na may partikular na card reader.

Paano ito magiging kapaki-pakinabang bilang isang health insurance card?

Magagamit ito bilang health insurance card kahit na may bagong trabaho, nagpalit ng trabaho, o lumipat ng bahay.

Mas madali ang pagbabawas ng mga medikal na gastos sa iyong income tax return.

Maaaring makita ang patikular na impormasyon sa pagsusuri sa kalusugan, medikal na paggamot, impormasyon sa gamot, gastos sa medikal, at iba pa sa Myna Portal.

Ministry of Health, Labor and Welfare：https://www.myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

★ Liên quan đến mã số cá nhân (My number)

Mã số cá nhân là loại giấy tờ được sử dụng trong 03 lĩnh vực khi đối ứng với thiên tai - thảm họa, thuế và an sinh xã hội tại Nhật.

Sau khi đến Nhật, mã số cá nhân 12 chữ số sẽ được làm khi bạn đăng ký cư trú lần đầu tiên tại làng, xã, thị trấn, thành phố nơi bạn sinh sống.

Trong thời sinh sống tại Nhật mỗi người sẽ sử những con sống giống nhau của mã số cá nhân. Trong trường hợp tạm thời rời khỏi Nhật và khi quay lại lần tiếp theo, vẫn được sử dụng cùng mã số cá nhân khi bạn đăng ký thủ tục cư trú lại nơi sinh sống. Những con số của mã số cá nhận không thể tự thay đổi.

Người đang có thời hạn cư trú và thẻ ngoại kiều thì có thể làm thẻ mã số cá nhân (thẻ cứng)

● Tổng đài tư vấn tổng hợp về mã số cá nhân (Miễn phí)

- Tiếng nước ngoài 0120-0178-27 (Tiếng Anh, Tiếng Trung, Tiếng Hàn, Tiếng Tây Ban Nha, Bồ Đào Nha, Tagalog).

Các ngày trong tuần, thứ 7, Chủ nhật và ngày lễ từ 10 giờ sáng đến 7 giờ tối (Trừ cuối năm và đầu năm từ 29/12 đến 3/1).

- Tiếng Nhật 0120-95-0178 (Có thể được hỗ trợ từ thông dịch)

Các ngày trong tuần 9 giờ 30 phút sáng đến 8 giờ tối.

Thứ 7, chủ nhật và ngày lễ từ 9 giờ 30 phút sáng đến 5 giờ chiều (Trừ đầu năm và cuối năm từ 29/12 đến 3/1).

Có thể được tư vấn liên quan đến việc mất và bị trộm thẻ mã số cá nhân.

● Hệ thống mã số cá nhân và thẻ mã số cá nhân Bộ nội vụ và truyền thông Nhật Bản.

https://www.soum.go.jp/kojinbango_card/

★ Thẻ mã số cá nhân và thẻ bảo hiểm

Tại những cơ sở khám chữa bệnh và hiệu thuốc sẽ được cài đặt hệ thống quét thẻ chuyện dụng, và thẻ mã số cá nhân sẽ được sử dụng giống như thẻ bảo hiểm y tế.

Những lợi ích khi thẻ mã số cá nhân được sử dụng như thẻ bảo hiểm?

Được sử dụng lâu dài như thẻ bảo hiểm y tế trong những tình huống: chuyển chổ ở, chuyển việc và bắt đầu công việc mới.

Dùng Mynaportal bạn có thể dễ dàng yêu cầu được khấu trừ chi phí điều trị y tế khi bạn làm thủ tục khai thuế.

Có thể dùng Mynaportal để xem thông tin liên quan đến chi phí điều trị, thông tin liên quan đến thuốc, thông tin khám và điều trị đặc biệt.

Website của Bộ Y tế, Lao động và Phúc lợi xã hội Nhật Bản:

https://www.myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

外国人のための生活相談

◇相談日時

・日本語・英語
水曜日以外の毎日
１０時～１７時

・フィリピノ語・中国語
月・木・土曜日
１０時～１６時

・ベトナム語
木・日曜日
１０時～１６時

◇相談場所
和歌山県国際交流センター

TEL:073-435-5240

Consultation for Foreigners

◇Days and Time：

・Japanese, English
Everyday except Wednesdays
10:00 a.m.~5:00 p.m.

・Filipino, Chinese
Mon, Thu, Sat
10:00 a.m.~4:00 p.m.

・Vietnamese
Thu, Sun
10:00 a.m.~4:00 p.m.

◇Place： Wakayama International Exchange Center

TEL:073-435-5240

以外国人为对象的生活咨询

◇咨询日・咨询时间：

・日语，英语
每天（除了周三以外）
10 点 ～ 17 点

・菲律宾语，汉语
周一，周四， 周六
10 点 ～ 16 点

・越南语
周四，周日
10 点 ～ 16 点

◇咨询场所：和歌山县国际交流中心

TEL:073-435-5240

Konsultasyon para sa Dayuhan

◇Araw at oras:

・Hapon, Ingles
Araw-araw maliban tuwing Miyerkules
10:00 a.m.~5:00 p.m.

・Pilipino, Intsik
Lunes, Huwebes, Sabado
10:00 a.m.~4:00 p.m.

・Vietnamese
Huwebes, Linggo
10:00 a.m.~4:00 p.m.

◇Lugar : Wakayama International Exchange Center

TEL:073-435-5240

Dành cho người nước ngoài
Tư vấn đề đời sống

◇Thời gian tư vấn:

・Tiếng Nhật, Anh
Các ngày trong tuần trừ ngày thứ tư
(Từ 10:00 am～5:00 pm).

・Tiếng Philippines, Trung
Thứ hai, năm và thứ bảy.
(Từ 10:00 am～4:00 pm).

・ Tiếng Việt
Thứ năm, chủ nhật.
(Từ 10:00 am～4:00 pm).

◇ Địa điểm: Trung tâm giao lưu quốc tế Tỉnh Wakayama.

TEL:073-435-5240

公益財団法人和歌山県国際交流協会
（共同発行：和歌山県国際交流センター）
☎：０７３-４３５－５２４０　FAX ： ０７３-４３５－５２４３
URL：（公財）和歌山県国際交流協会　http://www.wixas.or.jp/
和歌山県国際交流センター　https:// wak-kokusai.jp